

広島県告示第千号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定によって、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成二十四年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

平成二十四年十二月十八日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

ジーエム建設株式会社

東広島市西条御条町四番八号

代表取締役 竹井 祐二

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（特―二四）第一九七一五号

四 処分の内容

1 停止を命じた営業の範囲

建設業の営業の全部

2 営業の停止を命じた期間

平成二十四年十二月二十八日から平成二十五年一月三日まで

五 処分の原因となった事実

被処分者は、平成十九年六月二十八日に就任した役員を記載せずに、平成十九年九月十日に建設業許可の更新申請書を提出し、許可を受け、営業活動を行った。

このことが、建設業法第二十八条第一項第二号に該当すると認められる。